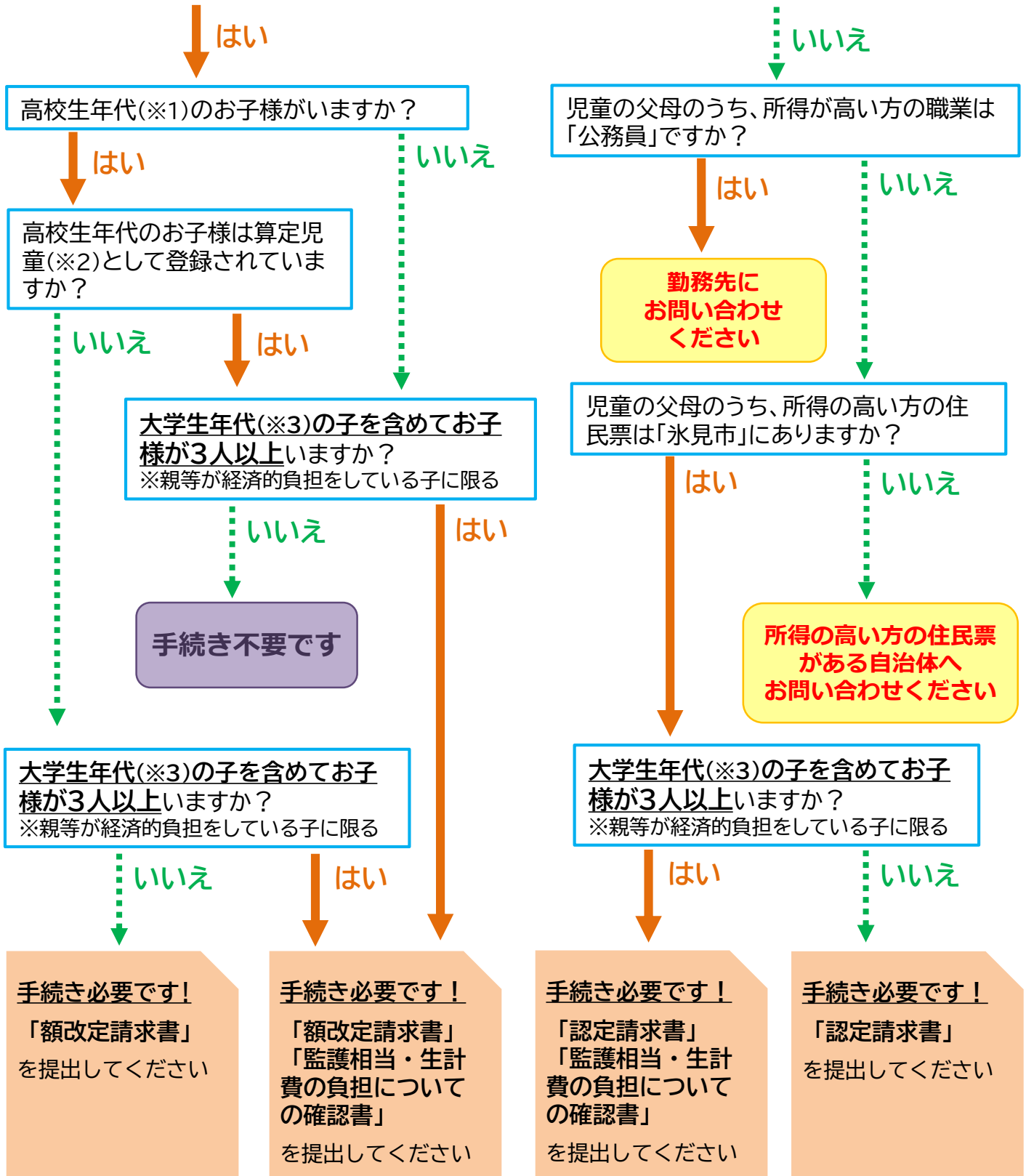


児童手当制度改正 手続き【必要/不要】確認フローチャート

現在、氷見市子育て支援課から中学生以下のお子様の分の児童手当(特例給付を含む)を受給していますか？



<状況によって必要になる書類> ・高校生以下の子と別居している場合・・・「別居監護申立書」
・父母以外の養育者・・・「養育事実の申立書」

※1 高校生年代・・・平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた児童
※2 算定児童・・・支給対象ではないが、児童数にカウントする児童。別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。
※3 大学生年代・・・平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子